

令和 6 年度 福島市一般廃棄物処理実施計画

I 総則

- 1 本計画の位置付け
- 本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。
- 2 計画期間
- 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日

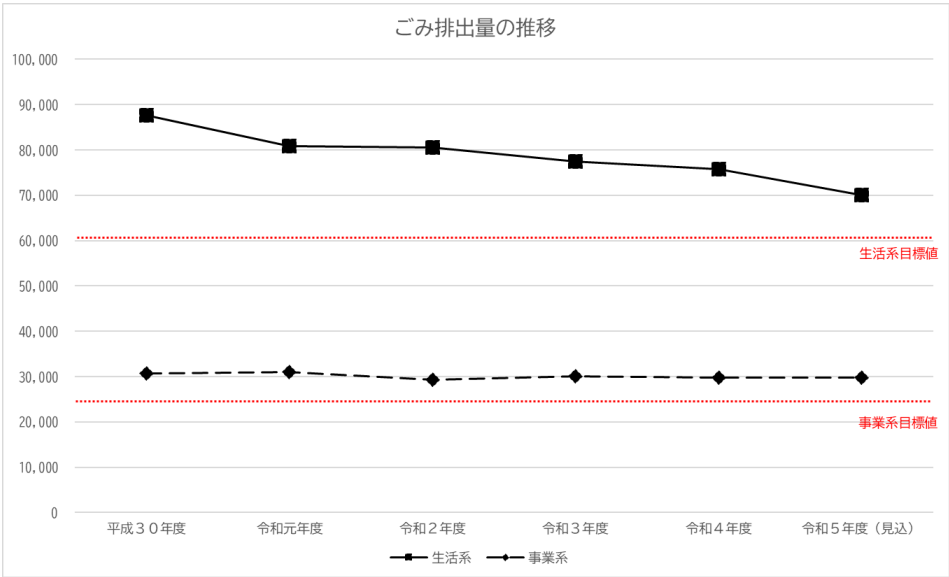
II ごみ処理実施計画

1 ごみ排出量の見込み

種 別	生活系ごみ	事業系ごみ	計
可 燃 ご み	49,550t	28,260t	77,810t
不 燃 ご み	5,030t	-	5,030t
粗 大 ご み	1,010t	-	1,010t
資 源 物	8,780t	-	8,780t
計	64,370t	28,260t	92,630t

※ 集団資源回収を除く。

【ごみ排出量の推移】



※ 集団資源回収を除く。

2 収集・運搬計画

生活系ごみは、以下のとおり収集するものとする。ただし、引っ越しなどにより多量に生じたごみ（一時多量ごみ）については、自己搬入、又は許可業者への委託によるものとする。

事業系ごみは、事業者責任の原則から、自己搬入、又は許可業者への委託によるものとする。

種別		収集方法	収集回数	排出時間	実施主体	収集車両
可燃ごみ		ステーション方式	週 2 回	収集日の朝 8 時 30 分まで ※紙類は雨天時に出さない	市（委託、直営）	36 台
不燃ごみ（その他不燃ごみ）			月 2 回			
資源物	プラスチック製容器包装		月 4 回			27 台
	ペットボトル、缶類、びん類		月 2 回			
		使用済小型家電	拠点回収	随時	開館（閉所）時間又は営業時間内	市（直営）
粗大ごみ		戸別収集	随時	収集日の朝	市（委託）	3 台
乾電池・ボタン電池・小型充電式電池		令和 6 年度中の回収開始を予定				

※ 高齢者世帯等のごみ出し困難世帯については、市（直営）で戸別収集（ふれあい訪問収集）を実施する。

3 中間処理計画

種別	実施主体	処理方法	処理量
可燃ごみ	市（委託・一部直営）	焼却、熔融	77,810t
不燃ごみ		破碎	5,030t
資源物		再資源化	8,780t
粗大ごみ		破碎	1,010t

※ 不燃ごみ、資源物、粗大ごみの中間処理で生じる可燃性残さについては焼却する。

※ 不燃ごみ、粗大ごみの中間処理で生じる金属類については再資源化する。

※ 資源物のうち、紙類と使用済小型家電については、市処理施設で中間処理を行わず、民間業者へ引き渡す。

※ 副生成物（熔融スラグ）は、『令和6年度 福島市あらかわクリーンセンター焼却工場の焼却時発生する一般廃棄物の処理計画』に基づき、再生砕石等の原材料として有効利用を図る。なお、残量については、埋立処分を行う。

4 最終処分計画

区 分	焼却処理後 焼 却 灰	熔融処理後 熔融スラグ(残分)	破碎処理後 不燃性残さ	直接埋立
実施主体	市(委託)			
処分方法	埋立処分			
処分量	13,300t			

5 ごみの適正排出

(1) 排出基準

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成30年条例第25号)(以下「条例」という。)第17条第1項で規定する排出基準(分別の区分及び排出の方法)は、以下のとおりとする。

分別の区分		排出の方法	
可燃ごみ （粗大ごみ・資源物に当てはまらない可燃性のごみ）		透明袋（45ℓ以内）に入れて出す ※枝木については、1本の直径は10cm以内とし、おおむね長さ60cmに切りそろえ、直径30cm以内に束ねて出す	
不燃ごみ（粗大ごみ・資源物に当てはまらない不燃性のごみ）		透明袋（45ℓ以内）に入れて出す ※割れたガラスや刃物等の危険な物は、不用な紙に包み「キケン」と書く	
資源物	プラスチック製容器包装		透明袋（45ℓ以内）に入れて出す ※中身を空にして、中を水ですすぐ ※2重に袋に入れない
	ペットボトル		透明袋（45ℓ以内）に入れて出す ※中身を空にして、キャップ、ラベルをはがし、汚れのついているものは水ですすぐか汚れを取り除く
	缶類		透明袋（45ℓ以内）に入れて出す ※中身を空にして、中を水ですすぐ
	びん類		透明袋（45ℓ以内）に入れて出す ※中身を空にして、中を水ですすぐ ※リターナブルびんは、別袋に入れる
	紙類	紙パック	ひもで十文字に束ねて出す
		段ボール	ひもで十文字に束ねて出す
		新聞紙・チラシ	ひもで十文字に束ねて出す 又は、紙製の新聞整理袋に入れて出す ※袋で出す場合は、ひもやテープで開口部をとじる
		雑誌・本	ひもで十文字に束ねて出す
		雑がみ （上記以外の資源化できる紙類）	ひもで十文字に束ねて出す 又は、紙袋※に入れて出す ※紙袋で出す場合は、ひもやテープで開口部をとじる
使用済小型家電 （回収ボックスに入る大きさのもの）		回収ボックスに入れる	
粗大ごみ （おおむね長さ60cm以上200cm未満、重さ10kg以上100kg未満のもの）		戸別収集を事前に申し込む（1回5点以内） 収集日に㊟と氏名を書いた紙を貼って玄関先に置く	
乾電池・ボタン電池・小型充電式電池		令和6年度中の回収開始を予定	

(2) 搬入基準

条例第 17 条第 2 項で規定する搬入基準(分別の区分及び市の処理施設への搬入の方法)は、以下のとおりとする。

なお、市の処理施設への搬入にあたり、事業系ごみ処分については、条例第 49 条の規定に基づき手数料を徴収するものとする。

① 生活系ごみ

分別の区分	搬入の方法
可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ、乾電池・ボタン電池・小型充電式電池	自己搬入、又は許可業者への委託

② 事業系ごみ

分別の区分	搬入の方法
可燃ごみ	自己搬入、又は許可業者への委託

(3) 処理困難物

条例第 17 条第 3 項及び第 18 条に規定する排出等の禁止物は、以下のとおりとする。

区 分	例 示	処理方法
家電リサイクル法対象家電品	エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき、家電小売店へ引き取りを依頼するか、排出者自ら又は許可業者へ依頼し指定引取場所へ搬入する
パソコン※	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ディスプレイ	資源有効利用促進法により製造事業者等に引き取りを依頼する
バイク	バイク	廃棄二輪車取扱店へ収集を依頼するか、排出者自ら廃棄二輪車取扱店、又は指定引取場所へ搬入する
消火器	消火器	特定窓口に収集を依頼するか、排出者自ら特定窓口、又は指定引取場所へ搬入する
感染のおそれのある物	注射器、注射針 (在宅医療廃棄物)	医療機関、薬局を通じて専門処理業者へ依頼する
有害性のある物	バッテリー、農薬等の薬品類	販売店による引き取りを依頼するか、処理可能な許可業者へ委託するなど、適正に処理する
危険性のある物	ガスボンベ	
引火性、発火性、又は爆発性のある物	ガソリン、灯油、シンナー、オイル、塗料、火薬	
上記のほか、生活系ごみの処理を著しく困難にし、市の処理施設の機能に支障を及ぼすおそれのある物	自動車部品、農機具、タイヤ、建築廃材、コンクリート、ブロック、土、石、砂、ドラム缶、ピアノ、耐火書庫、金庫、厚さ 2.3mm 以上の鉄板、金属塊	

※ 使用済小型家電で回収できるものは除く。

※ 処理困難物にあっても、処理ルートの把握や調査検討を行い、適正処理の推進に努める。

6 一般廃棄物の排出抑制及び資源化等の促進の方策

(1) 排出抑制の促進

市民 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量(資源物除く)を令和 7 年度までに 530g 以下、また、事業系ごみ排出量にあつては、24,200t 以下にすることを目標に、生活系ごみの減量化・資源化の促進、事業系ごみの排出抑制・資源化推進対策を実施する。

区分	項目	内 容
ごみ減量化促進対策	生ごみゼロチャレンジ！	食品ロス削減マイスターの育成やキエーロの普及啓発を実施し、生ごみ「ゼロ」を目指す。
	生ごみ処理容器助成事業	生ごみ処理容器の購入者に対し、購入費の一部を助成し、「生ごみ」の資源化等に対する市民の意識の高揚を図る。また、ダンボールコンポストを助成対象に加え、さらなる効果促進を図る。
	家庭用剪定枝破碎機貸与事業	家庭で剪定した庭木等をチップ化するための機械の貸出を行い、「草枝類」の減量化・資源化を推進する。
	集団資源回収事業	町内会等の自主的な資源回収活動を支援するため、古紙類、金属類、繊維類、ビン類の4品目を対象に実施団体に報奨金を交付する。 また、資源回収に協力する業者に対しても、助成金を交付することにより、集団資源回収活動を奨励する。
	イベント回収事業	小型家電や古着等のイベント回収を実施し、ごみの減量化・資源化の促進を図る。
	リユース促進事業	民間事業者と連携したリユース事業を展開し、ごみの減量化、リユースの促進を図る。
事業者との連携・啓発	フードシェアリングサービス事業	「まだ食べられるのに捨てられてしまう食品」を安く提供する店舗と市民とをマッチングするフードシェアリングサービスを開始し、事業系ごみの食品ロス削減を目指す。
	店頭回収利用促進事業	スーパーマーケット等での資源物の店頭回収利用促進のため、事業者と連携し、広報・周知を行う。
	早朝パトロールの実施	不適正排出防止のため、早朝パトロールを実施し、ごみ集積所に排出した事業者について指導を実施する。
その他	ごみ集積所適正管理の推進	ごみ集積所のごみ散乱を防止し、地域環境の美化及びごみ処理の適正化を推進する。
	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の推進	身近な機能として活用できる、「さんあ〜る」の利用促進のための広報を実施する。
	インスタグラムの開設	当課で行っている事業の紹介や進捗状況、ごみの

		減量化・資源化に関する情報を発信することにより、市民のごみの減量化・資源化へのさらなる行動を促す。 また、ごみに関心の薄い若者の層にごみの量をリアルタイムで発信することにより問題意識を持ってもらい、意識啓発に繋げることを目的とする。
	出前講座の実施	市政出前講座や小中学校での出前講座を実施し、ごみの減量や分別の方法について周知啓発を図る。
	あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業	あぶくまクリーンセンター焼却工場の再整備にあたり、整備予定地内の旧破碎工場等解体工事や、新工場の設計・建設工事を行う。

(2) 資源化等の促進

区 分		内 容
資源物収集（家庭系）		資源物収集として、びん、缶、ペットボトル、古紙類をステーション収集方式にて収集する
製品プラスチック回収実証事業		現状不燃ごみとして収集している製品プラスチックの回収検討に向けた実証事業を行う。
集団回収		地域住民団体が実施する集団回収の普及促進を図るため、実施団体・回収業者に補助金を交付する。
拠点回収	小型家電	市の公共施設や民間商業施設に回収ボックスを設置し、使用済小型家電を回収する。
	使用済みはがき	市の公共施設に回収ボックス『ももりんエコポスト』を設置し、使用済みはがきを回収する。
その他		イベント回収を実施し、小型家電や古着等の資源化を図る。
副生成物（溶融スラグ）		あらかわクリーンセンターより生成される副生成物（溶融スラグ）を再生砕石等の原材料として有効利用を図る。
乾電池・ボタン電池・小型充電式電池		車両及び処理施設の火災防止と資源循環や分別収集体制の強化を図り、リサイクル率の向上を目指すため、令和6年度中に回収を開始する。

7 処理施設の概要

区分	施設名称	所在地	型式	処理能力	竣工年月
焼却施設	あぶくま クリーンセンター	福島市渡利字梅ノ木畑 1番地の1	全連続燃焼式 ストーカ炉	240t/24h (120t×2基)	昭和63年 2月
	あらかわ クリーンセンター	福島市仁井田字北原 1番地の1	全連続燃焼式 ストーカ炉、 プラズマ式 灰溶融炉	220t/24h (110t×2基)	平成20年 8月
資源化 施設	あぶくま資源化工場	福島市渡利字梅ノ木畑 1番地の1	圧縮梱包方式	資源物処理 プラス チック製容器包装 10t/日	平成16年 3月
	あらかわ資源化工場	福島市仁井田字北原 1番地の1	回転式破砕機	・資源物処理系 缶類 11t/5h びん類 20t/5h ペットボトルなど 11t/5h ・不燃・粗大ごみ処 理系 60t/5h	平成11年 3月
	リサイクルプラザ	福島市仁井田字北原 3番地の3			平成11年 3月
最終 処分場	大館山一般廃棄物 最終処分場	福島市立子山字六角 5-4外	サンドイッチ 工法	埋立面積 約19,800㎡ 埋立容量 約246,000㎡	令和4年 2月

III 生活排水処理実施計画

1 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の見込み

種 別	処理量
し 尿	5,780 kℓ
浄化槽汚泥	50,111 kℓ
計	55,891 kℓ

※ 処理量は、一般廃棄物処理基本計画の現状推移予測値による。

2 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、現行どおり許可業者による収集運搬を継続する。

3 処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理は、現行どおり下記施設による処理を継続する。

施 設	所在地	型 式	処理能力	竣工年月	対象地域
福島市衛生処理場※	福島市堀河町 9 番 20 号	標準脱窒素処理 方式	145 kℓ/日	昭和 37 年 2 月	飯坂、松川、 飯野地区以外
伊達地方衛生処理組合 し尿処理施設	伊達郡桑折町 大字伊達崎字舟場東 1 番地の 1	膜分離高負荷 脱窒素処理方式	85 kℓ/日	平成 21 年 3 月	飯坂地区
川俣方部衛生処理組合 し尿処理施設	伊達郡川俣町 飯坂字下戸山 9 番地の 4	標準脱窒方式	60 kℓ/日	昭和 60 年	松川、飯野地 区

※ 令和 5 年 4 月 1 日から処理方式及び処理能力が変更となる。

4 一般廃棄物の適正処理に関する方策

(1) 浄化槽設置整備事業

合併処理浄化槽の設置費用及び単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換する際の撤去費用と宅内配管工事費用の一部を補助する。

また、下水道事業認可区域を除く市街化区域の転換費用に対し補助額を上乗せする。